

9/22 自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判) 第六回 口頭弁論

自衛官の本質と実態は憲法と相容れない

9月22日、自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)の第六回口頭弁論が奈良地裁101回大法廷で行われました。前回、前々回に続いて67席ある101回大法廷の傍聴席は原告の支援者でほぼ満席となりました。今回も東京や大阪、滋賀県などからの傍聴がありました。

佐藤博文弁護士が陳述

原告弁護団の佐藤博文弁護士(北海道合同法律事務所)は提出した膨大な第8準備書面

と諸資料にもとづいてその要旨について意見陳述。自衛官の職務の本質と実態を明らかにし、憲法9条や13条と相容れないと主張しました。一方、被告側の国と市の弁護団は、これに反論しない姿勢を示しました。閉廷後に教育会館で行われた報告集会には、会場とオンライン合わせて約70人が参加しました。

戦争する兵士として訓練

報告集会で佐藤博文弁護士がミニ講演を行い、自衛官は人

自衛官に人権の尊重はない職場構造 憲法9条2項と13条は不可分一体

権を尊重せず戦争する兵士としての訓練を受けている実態を詳細に告発。

隊内で暴力・パワハラが横行し防衛省が事例ごとに類型化した指標では「平手打ち、足を踏みつける」等は「軽微な場合」とするなど市民常識からかけ離れていると指摘しました。

弁護団は「9条論が大事だ」と裁判を通じて世論を変える運動を呼びかけました。



9月22日の第6回口頭弁論後の報告集会で第8準備書面のポイントを佐藤博文弁護士がミニ講演

- 佐藤博文弁護士による自衛官の生々しいお話は、これが「現実」だと思い知らされました。しかし、募集の際には「きれいごと」ばかりで、若者たちに「嘘」をついている。佐藤弁護士の鋭い指摘は、必ずや裁判官の心を動かすことでしょう。

報告集会参加者のアンケートから

- 理論、弁論、世論の大切なこと、自分一人の力は弱いですが、しっかり学習してできることを見つけて、少しでも運動に参加したいと思います。
- 佐藤先生のミニ講演では、いつも新たな気づきをいただいています。自衛隊の実態は驚くことばかりです。
- 今日の裁判がヤマ場でなく、伝えたいことは全て伝えきるまでやりましょう。
- 弁護士の先生方の発言は、いろいろな観点から見られてとても勉強になります。

- ◆勇気ある行動、ありがとうございます。共に闘いたいと思います。
- ◆個人情報を守るたたかいの先頭に立っておられることをすばらしいと思います。

RYUさんへの激励の言葉

- ◆一人ひとりの人としての尊厳が守られる社会のために、私もがんばりたいと思います。
- ◆憲法を礎にして、これからもRYUさんと共に歩いていきたいと思います。

1町以外すべての自治体が名簿提供をしている大阪でも自治体アンケートに取り組みました。大阪府知事の通達1つで何の疑問も持たず、**大阪から連帯の言葉**

提供を続けていくという回答にかねばと思いました。自治体への要請も、RYU裁判は私達にとっても闘いの場であり、学びの場です。

11月17日(月) 14時30分
奈良地裁101大法廷
*13時30分から傍聴受付
15時10分から教育会館(予定)で
報告集会を行います。
《RYU裁判》次回の第七回口頭弁論は

「自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)」を支援する会ニュース



2025年10月15日 第10号

「RYU裁判を支援する会」のHPにアクセスを!

《発行》「自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判)」を支援する会

【事務局】〒639-1104 大和郡山市井戸野町 9-6

☎0743(20)7183 FAX:0743(20)7184

E-mail:narakenheiwaiinkai@iris.eonet.ne.jp

自衛隊名簿提供違憲訴訟 原告第8準備書面

—自衛官の職務の本質と実態及びその憲法適合性— の要旨の要約

本書面は、自衛官の職務の本質と自衛隊の実態、そしてそれらが憲法と両立し得るかを、法的・倫理的・社会的な観点から明らかにすることを目的としています。

原告は、自衛隊が国際法上の正規軍であり、憲法9条2項が明確に禁止する「戦力」に該当する違憲の存在であると主張しています。構成員である自衛官は、国家の命令の下で命を賭して敵を殺傷する「賭命義務」を負う戦闘員であり、その職務の本質は「武力の行使」にあります。自衛官の存在は、憲法13条が保障する個人の尊厳や生命の不可侵と根本的に矛盾しており、人格権の放棄を前提とした職務構造は、民主的憲法秩序と相容れないものです。

自衛隊は、戦闘規律を基礎とする絶対的な上下関係に支えられた組織であり、上命下服の原則のもと、平時の生活においても戦時と同様の軍紀が適用されています。そのため、自衛隊では暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントが構造的に蔓延し、人権侵害が日常的に生じています。

防衛省が通達で懲戒処分の基準を細かく定めるに至ったこと自体、問題の深刻さを示していますが、上官への不服従が最も重い処分とされていることは、命令への絶対服従がこの組織の本質であることを物語っています。さらに、防衛大学校も文科省所管の大学ではなく自衛隊の附属機関として運営され、学生は入学と同時に「兵士」としての教育訓練を受け、賭命義務と軍紀の原理を身につける制度になっています。

本書面ではまた、戦争や軍隊が人間の尊厳を破壊する非人間的制度であることを哲学者バートランド・ラッセルの言葉を引用して論じています。ラッセルは「愛国者は祖国のために死ぬことを語るが、人を殺すことを語らない」と述べました。戦争とは殺人であり、兵士の職務とはその制度化された殺人を実行することです。

自衛官は、国家のために命を賭し、他者を殺す決意を日常的に訓練させられる存在です。訓練や精神教育の中で死生観の従属が求められ、コンバット・ストレスや戦争トラウマに苦しむ者も多くいます。こうした現実を隠したまま、自衛隊が「災害派遣で人を助けたい」「世界で活躍したい」といった夢や希望を前面に掲げて未成年者を勧誘することは、極めて不誠実であり、社会的にも倫理的にも問題です。

地方自治体が、個人の同意もなく住民情報を自衛隊に一括提供することは、目的・方法のいずれの点から見ても合理性を欠いています。そもそも戦前、兵籍簿や住民台帳は国家総動員体制の基礎となり、国民を戦場や労働に徴用する手段でした。その反省に立って戦後憲法は地方自治を制度化し、国家による個人支配の再発を防いだのです。にもかかわらず、自治体が再び自衛隊に名簿を提供する行為は、戦前の軍国主義的体制を想起させ、憲法の理念を根底から揺るがすものです。

自衛官の存在は、憲法9条と13条の双方の観点から許されず、この二つの条文は「戦争の否定」と「個人の尊厳の保障」という一体の原理として理解されるべきです。自衛隊は、軍隊としての実態を持ちながら国民の監視が届かない「ブラックボックス」と化しており、その中で人権侵害が拡大しています。本件は、こうした違憲構造が自治体による個人情報提供を通じて顕在化したものであり、戦後日本の平和主義と立憲主義の根幹を問う極めて重大な事件であるといえます。

*上記の文章は、第8準備書面の「要旨」のさらに要約ですが、第8準備書面の全文（74ページ）および「資料」（4ページ）、「証拠証書」の甲50～107（計847ページ）は「自衛隊名簿提供違憲訴訟を支援する会」のHPにアップされています。

支援する会の HP の
QR コード



引き続き RYU 裁判支援募金のご協力をよろしくお願いします。
《裁判支援募金の送金先》 郵便振替 00920-7-18231 《加入者名》 奈良県平和委員会
*「裁判支援募金」と記載して下さい。